

令和4年11月28日

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する改善指導について（令和4年7月～9月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善指導等を行いました。

消費者庁では、令和4年7月から9月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している206事業者による207商品の表示について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を依頼しました。

消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室

電話 03(3507)9144

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

## インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

### 1. 監視方法

- (1) 監視期間：令和4年7月から9月まで
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、検索キーワードによる無作為検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認。
- (3) 検索キーワード：以下のとおり。

監視期間	主な検索キーワード等
令和4年7月から9月まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・「脳梗塞」、「認知機能」、「アトピー」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現</li><li>・「免疫力」、「不眠症」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現</li><li>・「足痩せ」、「美白」等の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変える効果があるかのような表現等</li></ul>

### 2. 監視結果及び改善指導

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している206事業者による207商品について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善指導を行った。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同指導を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を依頼した。

### 3. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善指導件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
令和3年度	735	760	735	760
令和4年4月～6月	201	202	201	202
令和4年7月～9月	206	207	-	-

#### 4. 参照条文

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4（略）

（注）健康増進法第 65 条第 1 項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日全部改定）第 3 の 3 の（2）及び（3）を参照。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/pdf/extravagant\\_advertisement\\_200331\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0001.pdf)

<参考>

令和4年7月から9月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について  
(一部)

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 (農産物) 【2商品】	・アルツハイマー、免疫力アップ、糖尿病、アトピー性皮膚炎、便秘改善に効果を有すること等を標ぼうする表示
加工食品 (農産加工品、畜産加工品、水産加工品等) 【36商品】	・脳梗塞、免疫機能強化、不眠症、アトピー性皮膚炎、抗酸化作用、むくみ改善、偏頭痛に効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類) 【39商品】	・がん予防、アルツハイマー、コロナ予防、不眠症、インフルエンザ、アトピー性皮膚炎、むくみ解消、アンチエイジングに効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【130商品】	・脳梗塞、免疫力アップ、抗がん、不眠症、認知機能改善、アレルギー体質改善、滋養強壮、疲労回復、抗酸化作用、熱中症、日焼け止めに効果を有すること等を標ぼうする表示 ・女性ホルモンの活性化に働きかけ、足痩せ、美白、肌のハリ、アンチエイジングに効果を有すること等を標ぼうする表示

# インターネット監視とは

インターネット監視は、事業者の自主的な意思の下、健康増進法違反のおそれのある表示を修正又は削除させることにより、不適切な内容の表示を迅速かつ効率的に排除し、国民に対する正確な情報の伝達を促すことを目的として実施。

インターネット監視業務の執行イメージ

